

茨木市景観ガイドブック

（沿道景観形成地区編）



平成 24 年 7 月

目 次

1 景観ガイドブックの位置づけ	1-1
2 沿道景観形成地区	2-1
2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方	2-1
2.2 沿道景観形成地区の位置・景観形成の目標	2-2
3 沿道景観形成地区の景観形成基準	3-1
3.1 建築物	3-1
3.1.1 建築物の届出対象行為	3-1
3.1.2 建築物の景観形成基準	3-2
3.1.3 建築物の景観形成基準の解説	3-3
3.2 工作物	3-11
3.2.1 工作物の届出対象行為	3-11
3.2.2 工作物の景観形成基準	3-11
3.2.3 景観形成基準の解説	3-12
3.3 開発行為	3-18
3.3.1 開発行為の届出対象行為	3-18
3.3.2 開発行為の景観形成基準	3-18
3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説	3-19
3.4 土地の形質の変更	3-20
3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為	3-20
3.4.2 開発行為等の景観形成基準	3-20
3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説	3-21
3.5 物件の堆積	3-22
3.5.1 物件の堆積の届出対象行為	3-22
3.5.2 物件の堆積の景観形成基準	3-22
3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説	3-23
4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)	4-1
4.1 茨木市での色彩の考え方	4-1
4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本	4-1
4.3 周辺の景観と調和させるための方法	4-2
4.4 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準	4-3

1 景観ガイドブックの位置づけ

☆ 「茨木市景観計画」の解説書として作成しました。

景観ガイドブックは、「茨木市景観計画」に定められた景観形成基準をわかりやすく解説したものです。

☆ めざすべき景観づくりのイメージを共有するため、基準に示す内容を写真やイラストを用いて紹介しています。

景観形成基準は、茨木市がめざす景観を実現するために必要なルールをまとめたものです。ルールには具体的な数値基準と、景観への配慮の考え方や周辺との調和など、具体的な数値基準が示されていない定性的な基準があります。

本ガイドブックでは、行為に取り組む人々が同じイメージを共有できるように、定性的な基準の解釈の方法を中心に、写真やイラストを用いて具体的に紹介しています。

☆ 「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

景観形成基準は、デザインを画一的に規定するものではなく、一定のルールの中で、全体として調和のとれた景観を形成することを目的としています。

区域や地区の特性に応じた「理想とする景観像」の実現のために「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

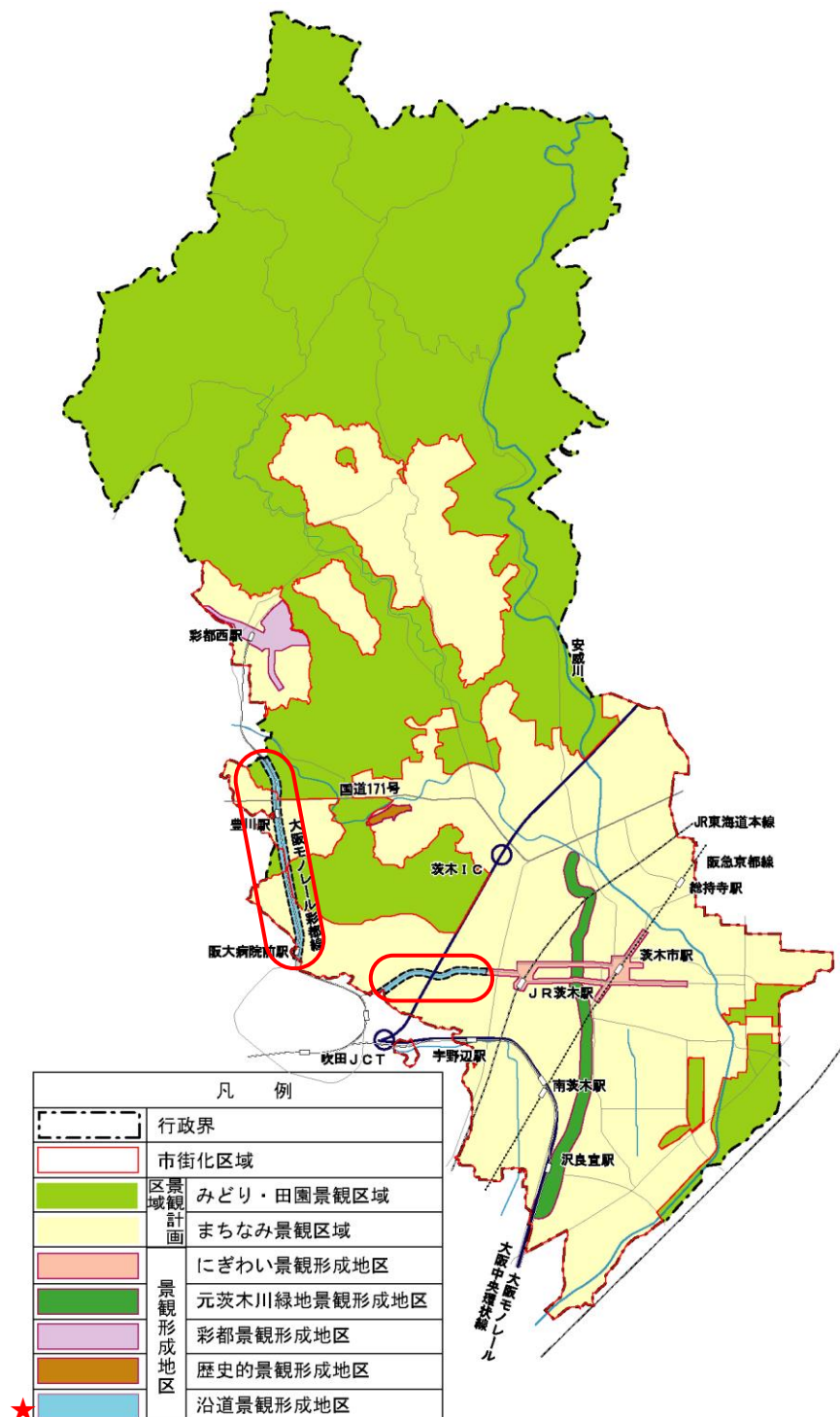
2 沿道景観形成地区

2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方

茨木市では、市全域を景観計画区域とし、そのうち市街化を抑制する市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分します。

また、景観計画区域内で、茨木市として特に景観形成を進めていきたい地区を「景観形成地区」と定めます。

図 2.1 景観計画区域等位置図



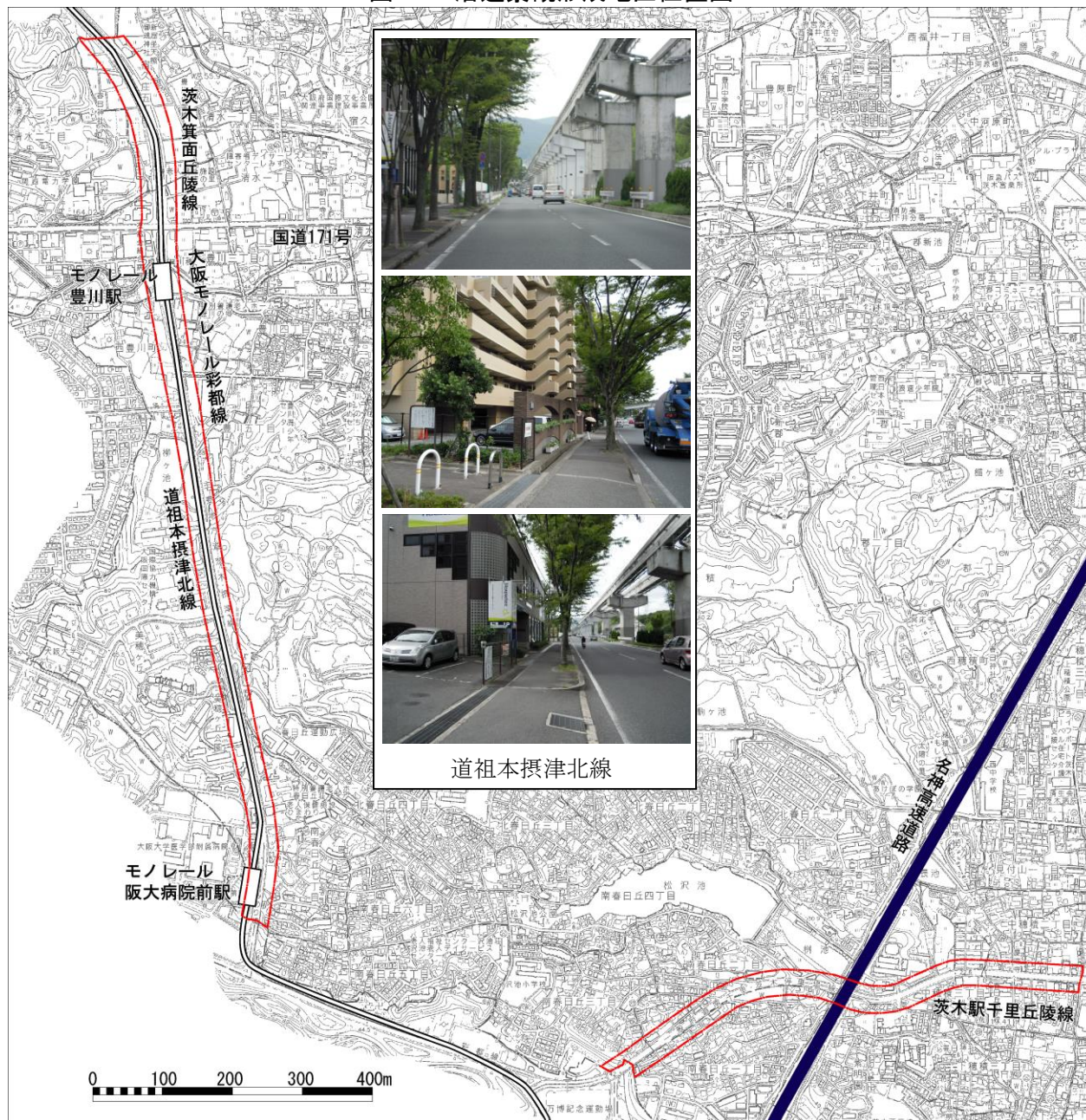
2.2 沿道景観形成地区の位置・景観形成の目標

本ガイドブックは、「沿道景観形成地区」の景観形成基準について解説するものです。

地区の区域は下記のとおりで、都市計画道路道祖本摂津北線及び同茨木箕面丘陵線、同茨木駅千里丘陵線の境界線より 25mの平行線で囲まれる範囲とします。

目標：『心地よさ、楽しさが感じられる沿道景観の形成をめざす』

図 2.2 沿道景観形成地区位置図



沿道景観形成地区

茨木駅千里丘陵線 (エキスポロード)

3 沿道景観形成地区の景観形成基準

3.1 建築物

3.1.1 建築物の届出対象行為

建築物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.1.2 建築物の景観形成基準

「沿道景観形成地区」での建築物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.1 建築物の景観形成基準

事項		景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ		■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-3
		■エキスポロード、（都）道祖本摂津北線は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。	3-4
		■（都）道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	3-5
2)形態・意匠	(1)建築物本体	■良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ■中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。	3-6
	(2)付帯施設	■屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	3-7
		■外部に設ける建築設備※は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。	
		■屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。	
3)色彩		■ベースカラーは沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。） ■アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。	3-8
4)素材		■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	3-9
5)光源等		■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-9
6)外構・緑化		■行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-10
		■建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。	
		■塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷際とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	
		■敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。	

※ 建築物は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物。

※ 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3.1.3 建築物の景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

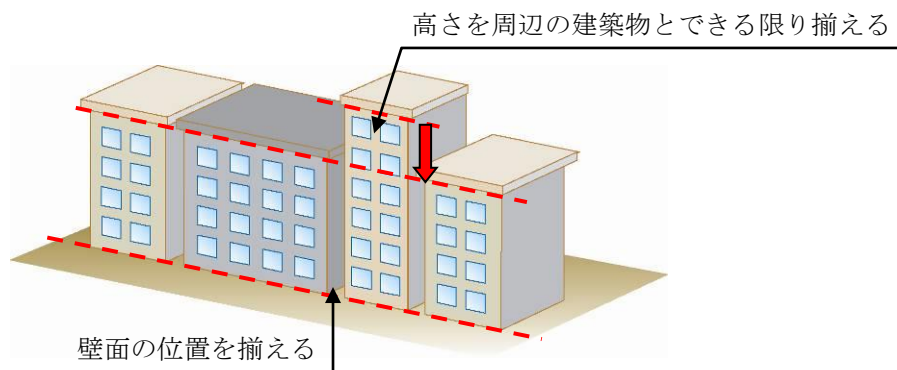
◆景観形成の考え方

- 茨木市のシンボリックな道路としてふさわしい景観となるよう、建築物の配置、規模、高さが整った市街地景観を誘導します。

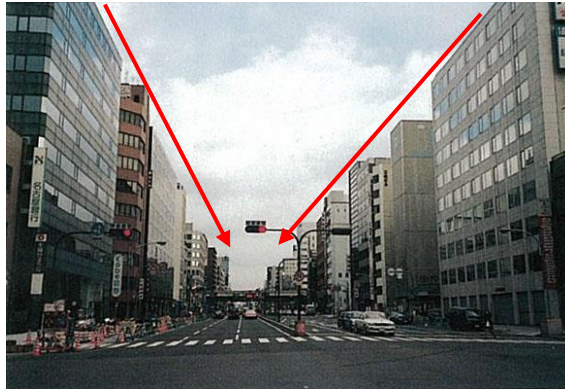
景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例

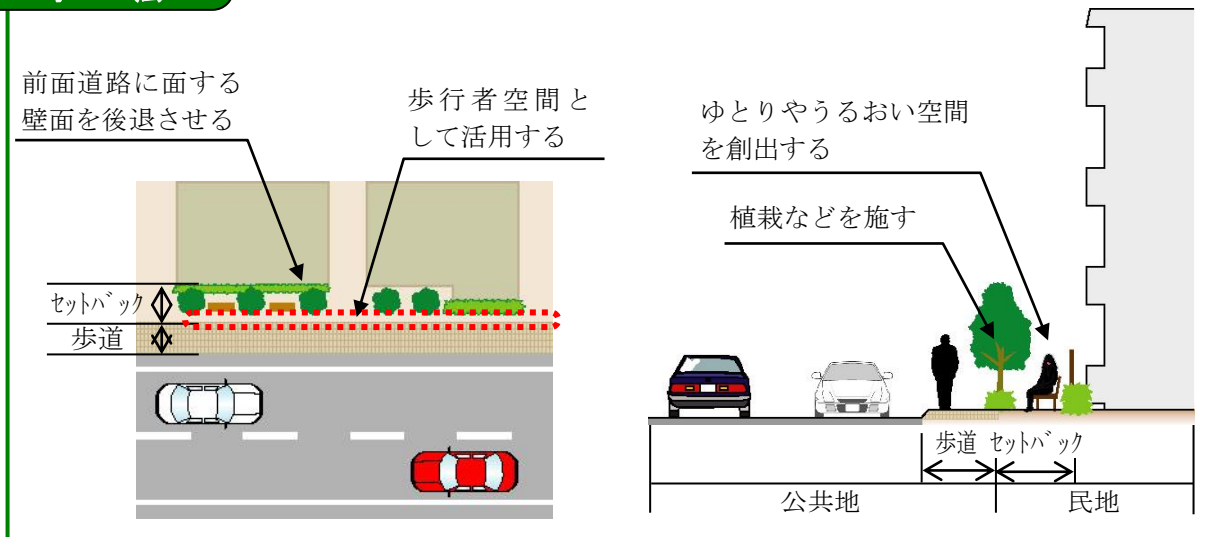


建築物の高さを揃えることで、まちなみの調和が感じられます。

景観形成基準

- エキスポロード、（都）道祖本摂津北線は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。

手 法



事 例

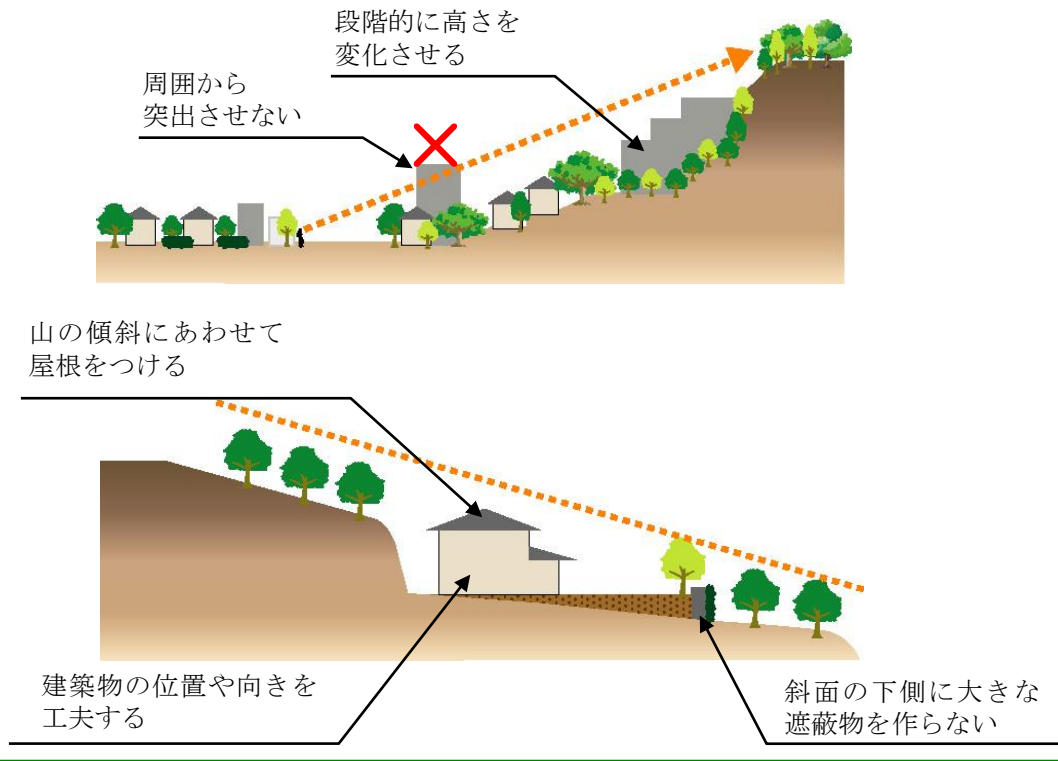


壁面を後退することで、まちなみにゆとりやうるおいが生み出されます。

景観形成基準

- （都）道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例



山の稜線を遮る高さの建築物を作らないことで、北摂山系への良好な眺望が確保されています。

2) 形態、意匠

◆景観形成の考え方

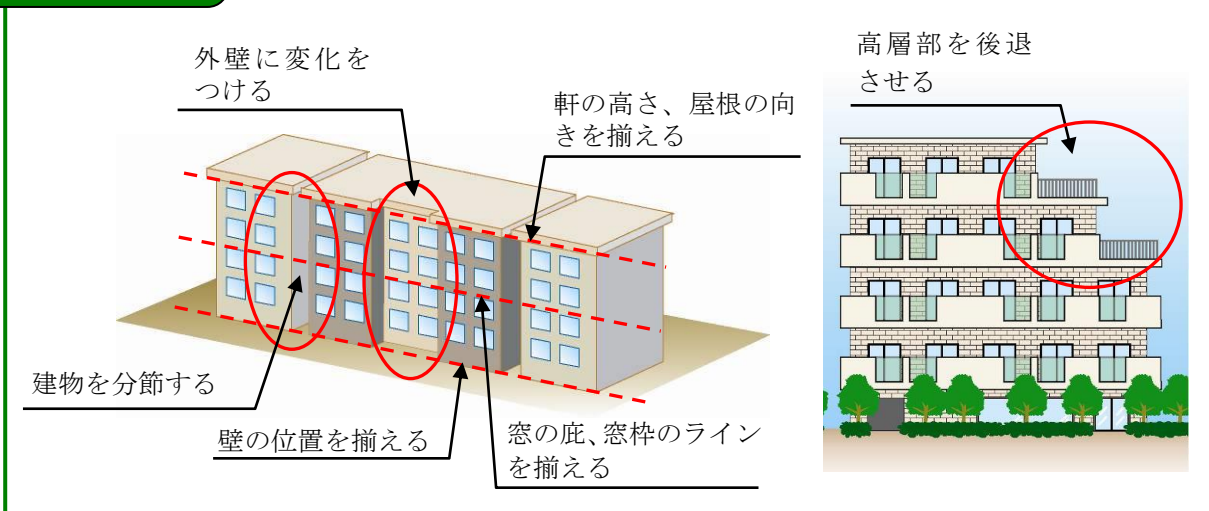
- 建築物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させ、周辺と調和した景観を誘導します。

(1) 建築物本体の形態、意匠

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 中高層建築物等については、分節等や外壁に変化を付けたりすることで、圧迫感や単調さを軽減させる。

手 法



事 例



窓の底、窓枠のラインを揃えることで、まちなみに一体感が感じられます。（御堂筋）



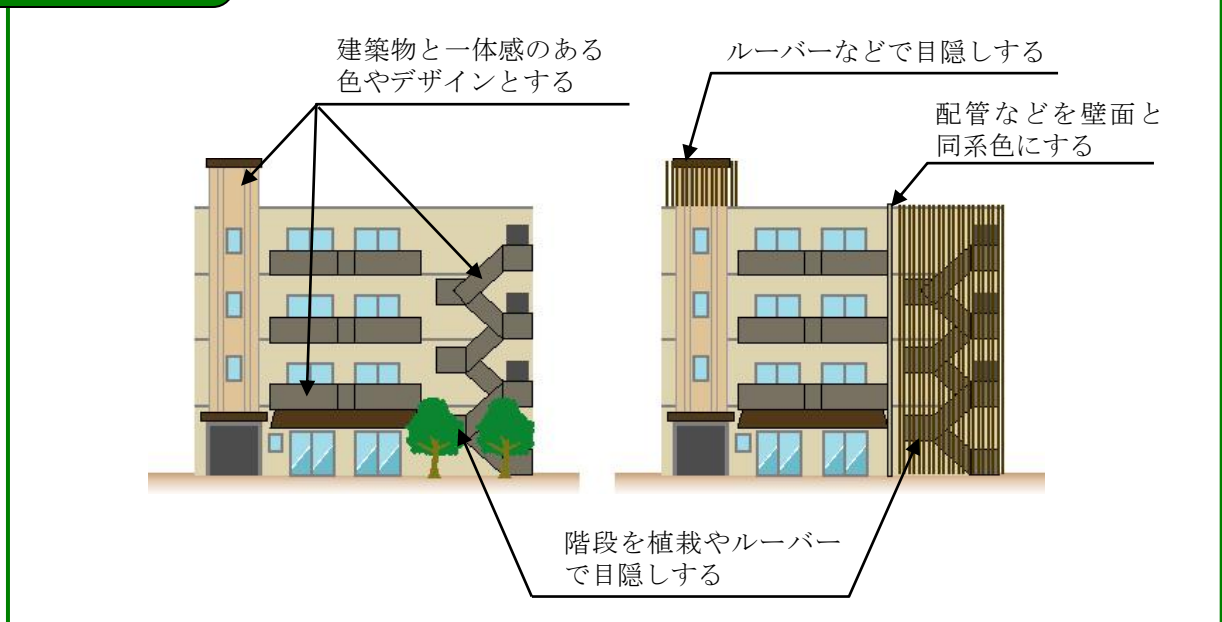
大規模建築物では、高層部を後退させることで、圧迫感が軽減されます。

(2) 付帯施設の形態、意匠

景観形成基準

- 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむをえず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
- 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
- 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。

手 法



事 例



ルーバーで目隠しすることで、付帯施設が目立たなくなります。



屋外階段を建物と一体感のある色、デザインとしています。

3) 色彩

◆景観形成の考え方

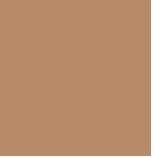
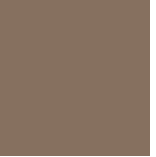
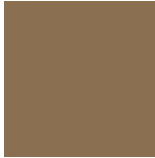
- シンボリックな道路にふさわしい、明るさと賑わいがありつつも、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- ベースカラーは沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラーは各立面の1/20以下とする。

手 法

表 3.2 沿道景観形成地区のベースカラーイメージ(例)

壁 面				
				
5R8/1	5R6/2	10R8/2	5YR6/4	5YR4/2
				
10YR8/2	10YR4/4	5Y7/3	5Y4/3	10Y7/1

沿道景観形成地区の色彩のイメージ



周辺の建築物と色彩や色調を揃えることにより全体の調和を生み出します。

4) 素材

◆景観形成の考え方

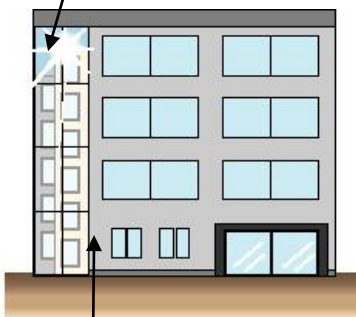
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する面積を少なくする。

手 法

反射光のある素材を使用する場合は、使用する面積を少なくする



耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材や地域の特性にあわせた素材を使用する

事 例



石材風の外壁は汚れが目立ちにくく、時間の経過によって風合いが増していきます。

5) 光源等

◆景観形成の考え方

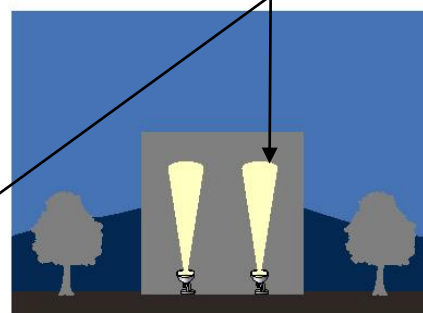
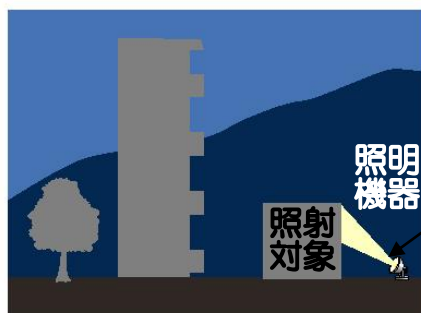
- 茨木市のシンボリックな道路にふさわしくなるように、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

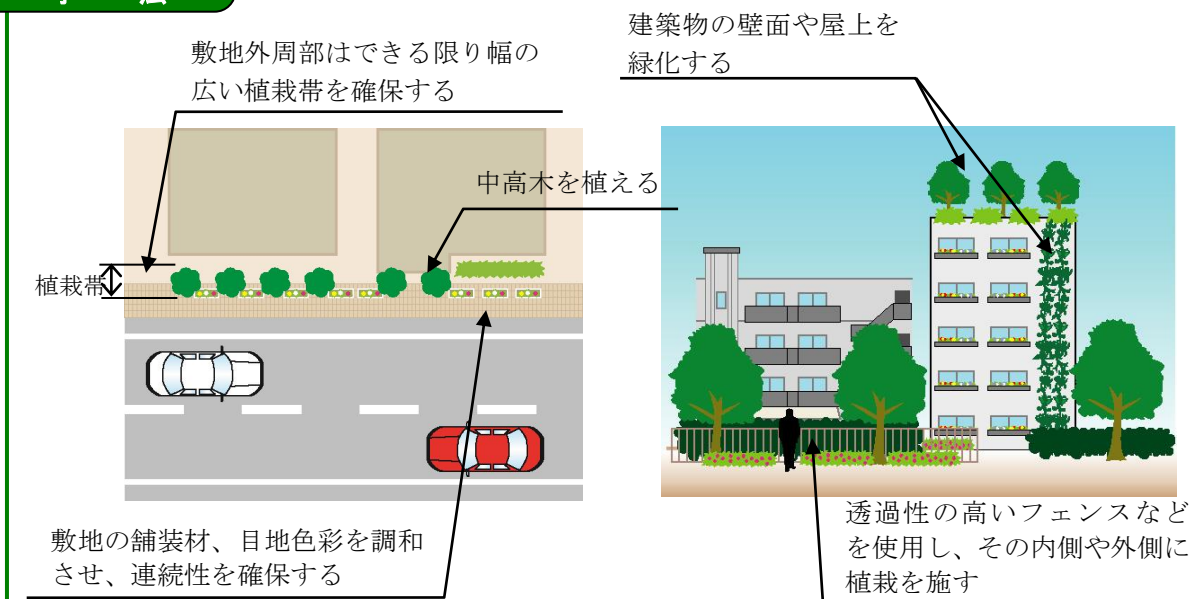
◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。
- 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
- 敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。

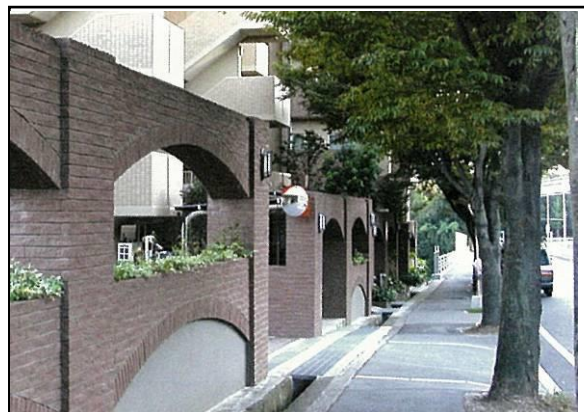
手 法



事 例



透過性のある柵を使用し、敷地内外の緑が見えるようすることで、うるおいのある景観となっています。



壁面の一部を緑化することでうるおいのある景観となっています。

3.2 工作物

3.2.1 工作物の届出対象行為

建築基準法施行令第138条に規定する工作物（広告塔は除く）を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.2.2 工作物の景観形成基準

「沿道景観形成地区」での工作物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.3 工作物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-12
	■エキスポロード、（都）道祖本摂津北線沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	
	■（都）道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	3-13
2)形態・意匠	■良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-14
	■屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	
3)色彩	■ベースカラーは沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）	3-15
	■アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。	
4)素材	■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。	3-16
	■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	
5)光源等	■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-16
6)外構・緑化	■行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-17
	■塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	
	■敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。	

3.2.3 景観形成基準の解説

◆景観形成の考え方

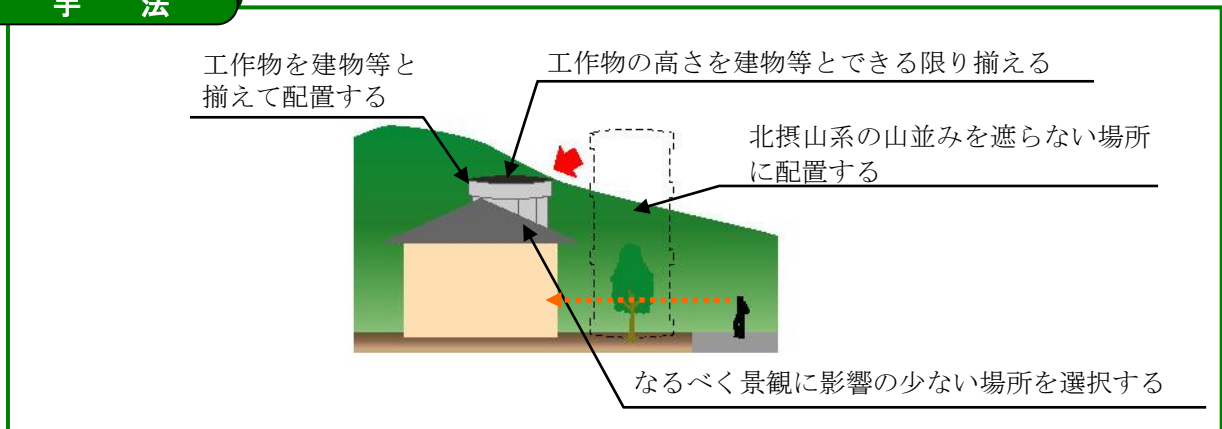
- シンボリックな道路にふさわしくなるように、工作物の配置、規模、高さを工夫することによって、周辺の建築物や自然と調和した景観を誘導します。

1) 配置、規模、高さ

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

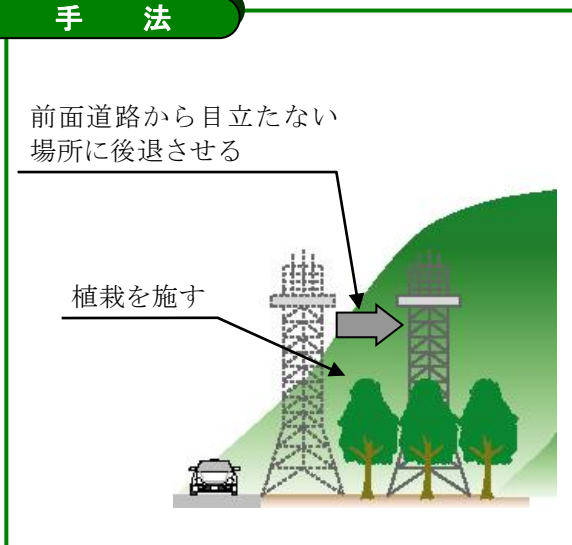
手 法



景観形成基準

- エキスポロード、（都）道祖本摂津北線沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

手 法



事 例



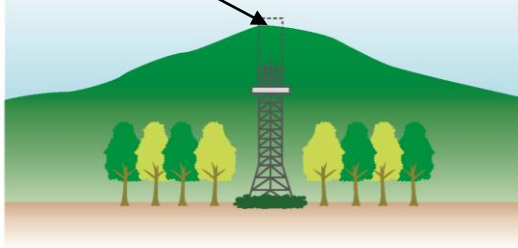
駐車場を敷地境界線から後退し、植栽を施すことで道路への威圧感、圧迫感が軽減されています。

景観形成基準

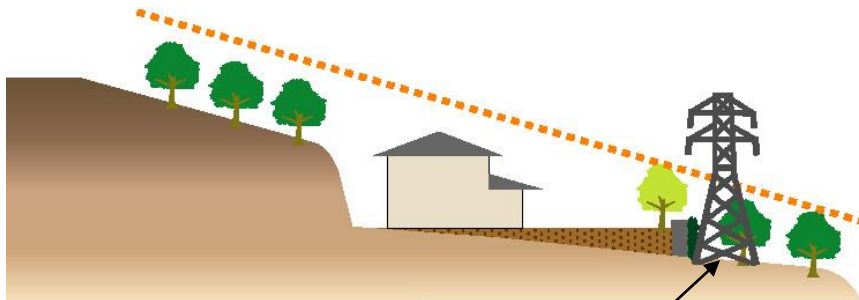
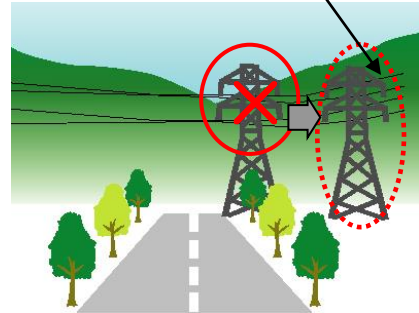
- （都）道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法

山の稜線を遮らない
規模、高さとする



山の稜線を遮らない位置
に工作物を配置する



斜面の下に大規模な工作物を作らない

事 例



山の稜線を遮る高さの工作物を作らないことで、北摂山系への良好な眺望を確保しています。

2) 形態、意匠

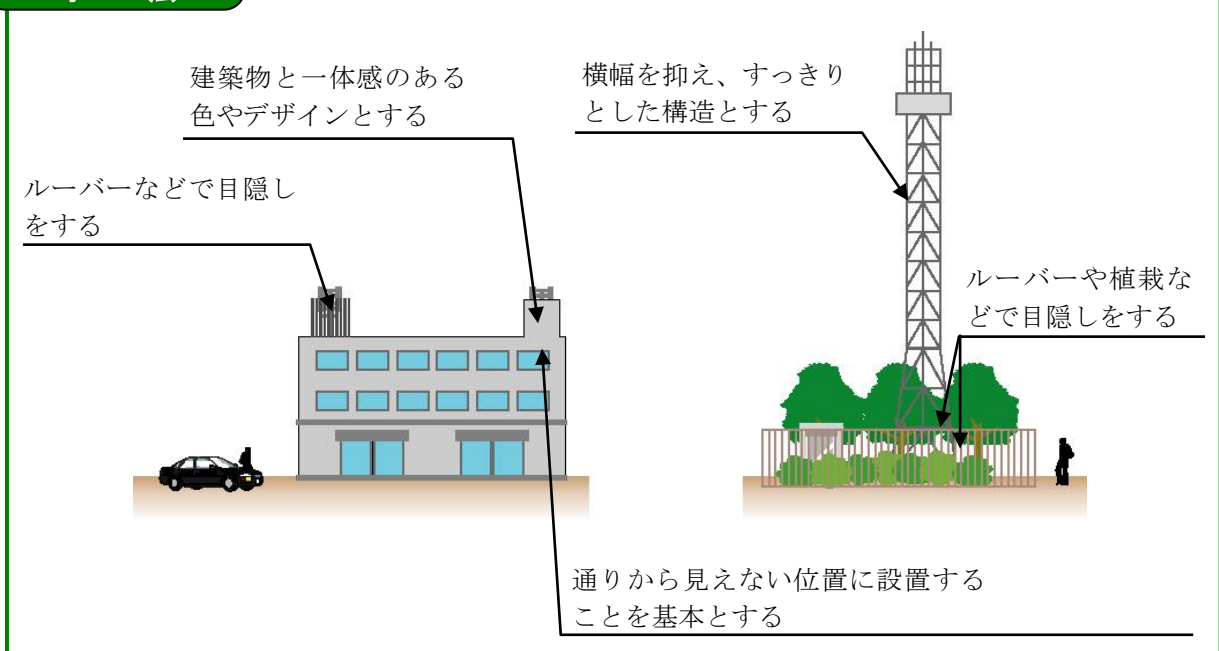
◆景観形成の考え方

- 工作物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させます。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

手 法



3) 色彩

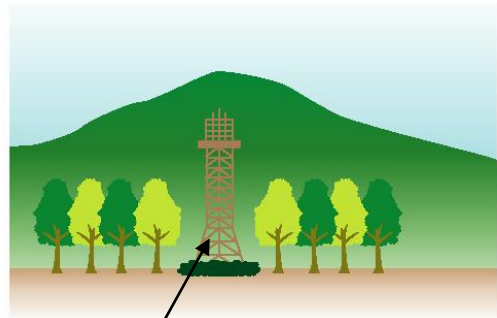
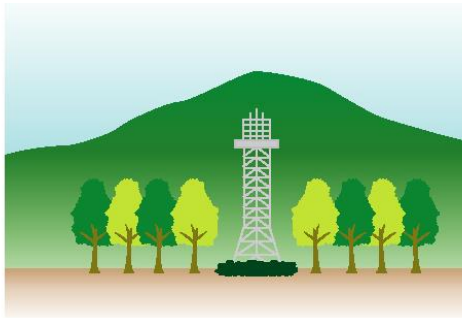
◆景観形成の考え方

- シンボリックな道路にふさわしい、明るさと賑わいがありつつも、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- ベースカラーは沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラーの使用は、各立面の 1/20 以下とする。

手 法



背景が緑の場合には茶系の色を使用する

背景が空の場合の例



空になじむ色を使用することで目立たないようにしています。

建物が近接する場合の例



建物に近い色を使用することで周辺のまちなみに調和しています。

4) 素材

◆景観形成の考え方

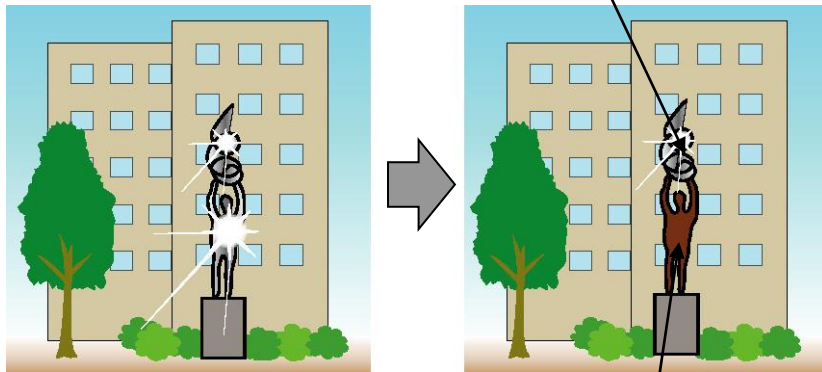
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

手 法

反射光のある素材を使用する場合は使用する面積を少なくする



耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材を使用する

5) 光源等

◆景観形成の考え方

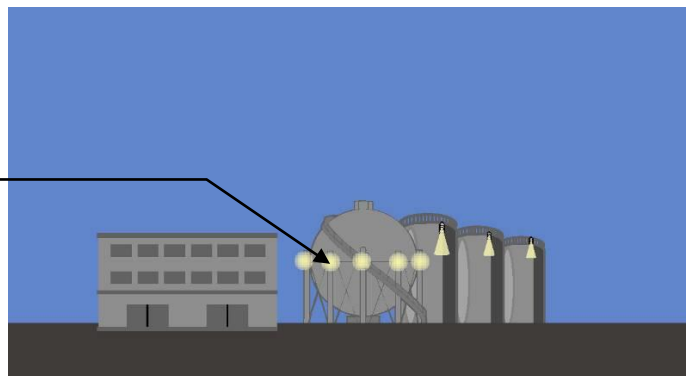
- 茨木市のシンボリックな道路にふさわしくなるように、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

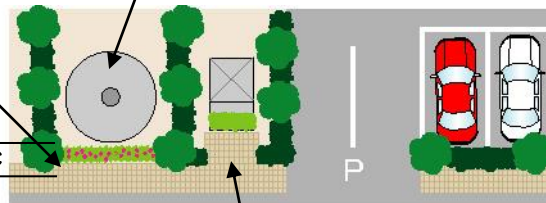
- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
- 敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。

手 法

道路に面している敷地外周部はできる限り幅の広い植栽帯を確保する

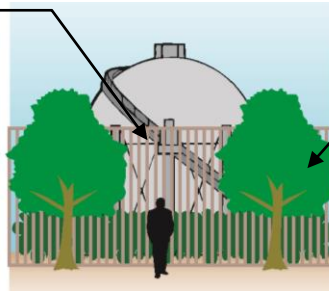
植栽帯

歩行者の目線に近い工作物はルーバーや植栽で目隠しをする



敷際は、歩道と一体感のある素材や色を使用し連続性を確保する

透過性の高いフェンスなどを使用し、その内側や外側に植栽を施す



中高木を植える

事 例



植栽や塀等で目隠しすることで、道路から直接工作物が見えないようにしています。

3.3 開発行為

3.3.1 開発行為の届出対象行為

沿道景観形成地区で都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.3.2 開発行為の景観形成基準

「沿道景観形成地区」での開発行為の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.4 開発行為の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。	3-19
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説

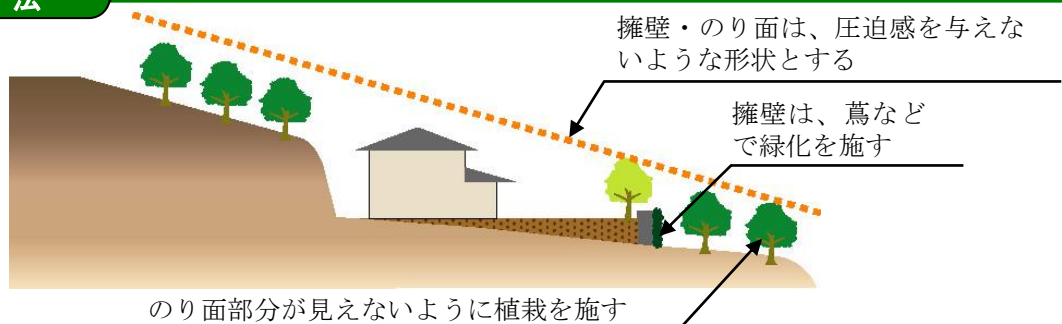
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、シンボリックな道路にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とする。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



事 例



のり面を緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁を蔦などで緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁に化粧を施したり、自然素材を使用したりすることで圧迫感を軽減しています。



3.4 土地の形質の変更

3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為

「沿道景観形成地区」で土地の形質の変更を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.4.2 開発行為等の景観形成基準

「沿道景観形成地区」での土地の形質の変更の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.5 土地の形質の変更の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-19
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。	
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-21

3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説

◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、シンボリックな道路にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

- P3-19 参照

景観形成基準

- 原則として、行為地周囲の緑化を行う。

手 法

- もともと植生していたものや、古くから地域に植生している種類など、生態系に合ったものを選定し、植栽する。

3.5 物件の堆積

3.5.1 物件の堆積の届出対象行為

「沿道景観形成地区」で物件の堆積を行う場合は、すべてにおいて必ず届出が必要です。

3.5.2 物件の堆積の景観形成基準

「沿道景観形成地区」での物件の堆積の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.6 物件の堆積の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。	3-23
■高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。	
■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4. 5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説

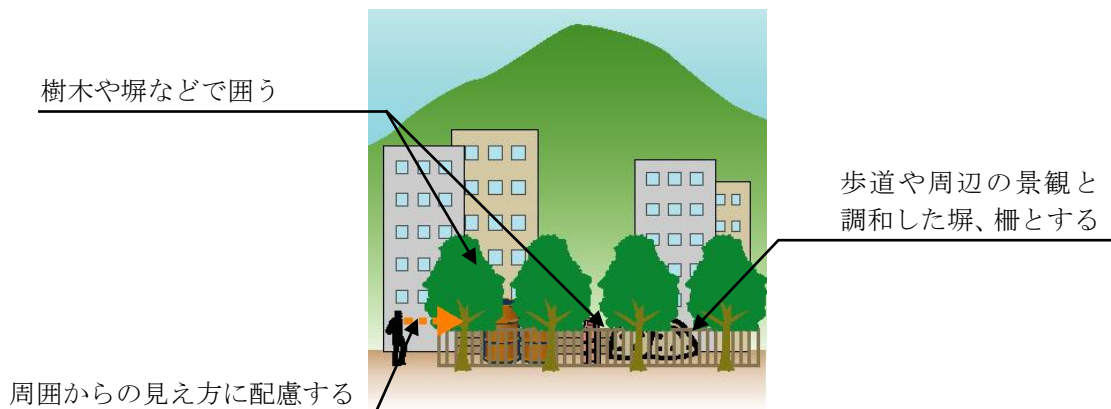
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、シンボリックな道路にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
- 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。
- 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



事 例



化粧ブロックと茶系のフェンスで囲うことにより、周辺の景観に配慮しています。

4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)

4.1 茨木市での色彩の考え方

茨木市では、色彩について以下の2種類に分けて景観形成基準を定めています。

表4.1 ベースカラー・アクセントカラーの定義

	定義	図
ベースカラー	- ベースカラーは、壁など大きな面積を占める色のことです。 - ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。	
アクセントカラー	- アクセントカラーは、建築物等を特色づけたり、全体を引き締めたりすることを目的に使用する色のことです。 - アクセントカラーは、ベースカラーの基準以外で各立面の 1/20 以下で使用可能ですが、使用の可否は景観区域、景観形成地区ごとに異なります。	

4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

表4.2 色彩の定義

	定義	図
色相	R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	- 彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 - 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。	

出典：大阪府色彩ガイドラインより

4.3 周辺の景観と調和させるための方法

建物自体に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合のいずれの場合にも『調和』させる方法には、黄色系、赤色系などでそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

表4.3 ①色相をそろえる組み合わせ(例)

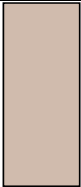
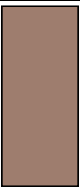
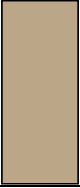
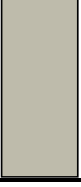
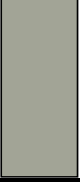
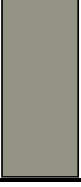
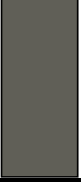
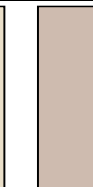
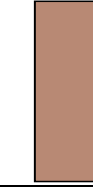
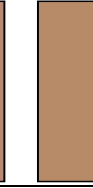
色彩の系統	色見本							
R(赤)系								
Y(黄)系								
G(緑)系								

表4.4 ②色調をそろえる組み合わせ(例)

彩度・明度の系統	色見本						
低彩度・高明度							
中彩度・中明度							
低彩度・低明度							

4.4 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

表4.5 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 沿道の緑となじむ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- アクセントカラーは各立面の 1/20 以下とします。

